

委員会発案第2号

TPP交渉に係る国会決議の実現に関する意見書の提出について

TPP交渉に係る国会決議の実現に関する意見書（案）を、地方自治法第109条第7項及び由利本荘市議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成27年9月24日提出

由利本荘市議会議長 鈴木和夫様

提出者 由利本荘市議会産業経済常任委員会
委員長 佐藤譲司

(別紙)

TPP交渉に係る国会決議の実現に関する意見書（案）

7月24日から31日に、ハワイ・マウイ島においてTPP交渉会合が開催され、「実質的な進展を成し遂げ、限られた数の残された課題の解決に向けた作業を継続する」「TPPが妥結間近であり、雇用及び経済成長を支えることについてこれまで以上に確信している」との声明が発表された。

また、4月以降、日米二国間協議のたびに、牛肉・豚肉の大幅関税引き下げに加えて、米の特別輸入枠の設定などの報道が相次ぎ、今回の交渉においても同様な報道があり、生産現場に大きな不安と政府への不信が募っている。

マスコミ報道が先行している中、国民の暮らしに直接影響する21分野についてほとんど情報開示されていないなど、政府の対応は混乱と不信を増幅させる事態を招いている。

平成25年4月、衆参の農林水産委員会は、食品の安全・安心及び食料の安定生産を損なわないこと、国の主権を損なうようなISD条項には合意しないこと、農林水産分野の重要5品目などの聖域を確保できない場合は脱退も辞さないこと、国民への十分な情報提供を行うこと、などを内容とする決議を採択した。

政府は、改めてTPP交渉が国民生活にかかわる重大問題であることを踏まえ、下記事項を実現するよう強く求めるものであり、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

記

1. 国権の最高意思決定機関である国会の決議に則した交渉を、妥協することなく進めること。
2. TPP交渉に関して国民に十分な情報開示を行うとともに、利害関係者の意見を交渉過程に確実に反映させること。
3. 農林水産分野の重要5品目等の聖域が確保できない場合や交渉過程において政府方針の実現が困難とみなしたならば、交渉脱退を期すこと。

平成27年9月 日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
外務大臣 様
農林水産大臣 様
経済産業大臣 様
内閣官房長官 様
経済再生担当大臣 様

秋田県由利本荘市議会議長 鈴木和夫